

合志市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年5月10日(金)午後1時30分から午後2時45分

2 開催場所 市役所防災棟避難所

3 出席委員 (11人)

会 長	14番	福 嶋	求仁子
委 員	1番	平 山	和 敬
"	2番	清 原	啓 喜
"	3番	上 野	育 夫
"	4番	平 野	昭 代
"	5番	高 島	一 久
"	6番	村 上	幸 記
"	8番	齋 藤	典 夫
"	10番	城	英 夫
"	11番	青 木	恵 夫
"	12番	岡 田	政 広

4 欠席委員(2人)

7番 長 野 昌 治、13番 坂 口 正 子

5 議事日程

(1) 議事録署名者

(2) 農家調査及び現地調査員

(3) 議案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第4号議案 農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて

第5号議案 あっせん委員の指名について

第6号議案 合志地域の農業振興に関する計画案に係る意見について

第1号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用(届出)について

6 農業委員会事務局職員

局 長 坂 上 範 行

次 長 上 野 茂

主 幹 上 村 恭 子

○事務局長 それではただいまより令和6年5月の農業委員会総会を開会いたします。開会にあたり、福嶋会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長（福嶋求仁子君） 皆さんこんにちは。お天気がしっかりさだまらない、普通であれば晴天が続いて麦の黄色がさわやかに見える時期なんですけれども、雨が降る量が多く心配な面もあります。そういった中で田んぼの方もそろそろ始まるかと思っておりますので、年間の中でそれぞれの作物でお忙しい時期もあるかと思っておりますが、田んぼがスタートするというのは、今年1年の農作業がスタートする感じする季節でございます。

さて1ヶ月早いものですが、特に今年は農業委員の任期が最後の1年になりますので、地域計画づくりもやらなければならないという大きな課題も抱えているところですが、前回お話ししましたように、合志市内の中でもできるだけ進めやすいということで、豊岡地区の地域計画を進めております。第1回目の話し合いを来週に控えております。どういう意見が出てくるのかすごくワクワク楽しみにしているところですが、そのためには色々な下準備も大切かと思っておりますので、しっかり準備を行い、地域の皆さんと向かい合ってお話ができればと思っております。また、計画の方がうまく進みましたら、ぜひその他に地域の中でも計画を立てていただければと思っております。今日は5月の総会ですので最後までよろしく願いいたします。

○事務局長 それでは、本日の総会の成立についてご報告いたします。

本日は7番 長野委員、13番 坂口委員から欠席の連絡が入っておりますので、農業委員13名中11名の出席でございます。よって、合志市農業委員会会議規則第6条の規定により、過半の委員がお揃いでございますので、本日の総会が成立することをご報告いたします。

では、この後の議事につきましては、会議規則により会長より進行をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますよう併せてお願いいたします。特に何かご意見やご質問などがあれば、挙手により発言をするようお願いいたします。

○

（1）議事録署名者

○議長（福嶋求仁子君） それでは、3の議事に入ります。議事録署名者につきましては、2番 清原委員、3番 上野委員を指名しますのでよろしくお願いいたします。

○

（2）農家調査及び現地調査員

○議長（福嶋求仁子君） 農家調査及び現地調査員につきましては、農業委員2番 清原委員、1

1 番 青木委員、推進委員 1 番 櫻井委員、6 番 鹿歸瀬委員、1 9 番 鈴木委員、2 0 番 清原委員、以上 7 名の委員さん方へ適宜意見をお伺いいたしますので、よろしくお願いいたします。

(3) 議案

○議長 (福嶋求仁子君) それでは議案に入ります。

第 1 号議案、農地法第 3 条第 1 項の規定による所有権移転番号 1 につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書 1 ページをお開きください。

所有権移転番号 1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっています。申請の理由は規模拡大のための売買でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書『別紙』3 ページの斜線部分が申請地です。県道大津西合志線の北側に位置する農地です。

4 ページが申請地の現況写真です。

次に 5 ページをご覧ください。保有されている農業機械の写真です。

次に 6 ページをお開きください。

まず、第 1 号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できるの見込まれ該当しません。

第 2 号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり該当しません。

第 3 号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第 4 号の農作業、常時従事要件は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事することが見込まれるため該当しません。

第 6 号の地域との調和要件は、申請地はこれまで申請者が畑として利用しており、許可後も同様にアスパラガスを作付け予定であるため、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上 1 号から 6 号まで該当する項目はないと思われ。

事務局からは以上です。

○議長 (福嶋求仁子君) 事務局の説明に関連しまして、担当地区の推進委員 1 1 番、青木委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1 1 番 (青木恵夫君) それでは、農家及び現地調査につきましてご報告致します。4 月 3 0 日の午後 2 時 0 0 分頃、私と櫻井推進委員と事務局で現地調査をいたしました。

今回の申請理由は、規模拡大のための売買です。申請地はこれまで申請者がアスパラガスを作付けしており、許可後も同様に畑として利用する予定のため周りの農地への影響も心配ないと思われ。よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 (福嶋求仁子君) ありがとうございました。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

(なしの声あり)

議長(福嶋求仁子君) ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第1号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号1は原案のとおり可決されました。

議長(福嶋求仁子君) 続きまして第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。

申請人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的は農業用資材置場への転用です。

タブレットの議案書別紙の7ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号1の申請地で、塩浸川浄化センターの北西、国道387号線の西側に位置する農地です。

次の8ページが申請地の現況です。

9ページが配置図です。申請者は農業を営む個人で、当該申請地に管理機等を置いたり、芋の育苗をするための農業用資材置場を整備する計画です。

10ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の11ページにお示ししておりますとおり、申請地は「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内存在する農地」であることから、第1種農地となり、原則転用することは出来ませんが、例外規定の「農業用施設」に該当するため許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、

1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いましたが特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。事務局の説明に関連しまして、担当地区の2番 清原委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

2番（清原啓喜君）それでは、現地調査につきまして報告します。

令和6年4月30日の午前、私と鈴木推進委員、農業委員会事務局職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地は周辺の農地と高低差があり、土砂流出に留意するとのことで特段心配はないかと思われます。

皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

議長（福嶋求仁子君）ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号1は原案のとおり可決されました。

議長（福嶋求仁子君）続きまして第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。番号2につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。

申請人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的は資材置場への転用です。

議案書別紙の12ページをお願いします。図面中央左側の太枠斜線部分が番号2の申請地で、竹迫城跡公園の北西、塩浸川の北側に位置する農地です。

次の13ページが申請地の現況です。

14ページが配置図です。申請者は解体業を営む個人で、当該申請地に足場材、碎石、養生材等の資材置場を整備する計画です。

15ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の16ページにお示ししておりますとおり、申請地は「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内存在する農地」であることから、第1種農地となり、原則転用することは出来ませんが、申請者は今回申請する農地と同じ集落内に住まいがあり、例外規定の「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集

落に接続して設置されるもの。」に該当するため許可可能です。

括弧 2 の一般基準についてですが、1 の資力及び信用から 1 1 の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。事務局の説明に関連しまして、担当地区の推進委員 6 番 鹿歸瀬委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

6 番(鹿歸瀬一俊君) それでは、現地調査につきまして報告します。

令和 6 年 4 月 3 0 日の午後、私と木永推進委員、農業委員会事務局職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の東西に農地が接しておりますが、周囲にはコンクリートブロックを設置するなど土砂流出に留意するとのことでしたので、特段心配はないかと思います。

皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

(なしの声あり)

議長(福嶋求仁子君) ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第 2 号議案、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地の転用、番号 2 について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第 2 号議案、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地の転用、番号 2 は原案のとおり可決されました。

議長(福嶋求仁子君) 続きまして第 2 号議案に入ります前に、委員の議事参与の制限を規定する「農業委員会等に関する法律 第 3 1 条」の規定によりまして「委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」となっております。

つきましては、その当事者であります。4 番 平野委員は、議案審議が終了するまで退席をお願いいたします。

議長（福嶋求仁子君）続きまして第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。番号3につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。

申請人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的は住宅敷地の拡張です。

議案書別紙の17ページをお願いします。図面中央の赤囲み部分が番号3の申請地で、合生グラウンドの南東、国道387号線の西側に位置する農地です。

次の18ページが申請地の現況です。写真のとおり申請地は、既に住宅の軒先及びブロック塀がある状況でした。申請者からは始末書が提出されておりまして、それによりますと、平成12年頃に自宅建築の際に農地へ土砂が流出しないようにブロック塀を築造したが、隣地農地も申請者の農地であったため境界の確認が曖昧のまま施工したとのことでした。今回、後ほどご説明します第3号議案 使用貸借権設定番号1の個人住宅の建築のため測量した際に、違反転用していたことに気づき是正する運びになったとのことです。農地法の理解不足により、違反してしまい、今後は農地法を遵守するとされております。

19ページが配置図です。申請者は個人で、ブロック塀等を設置し、住宅敷地として使用する追認案件です。

20ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の16ページにお示ししておりますとおり、申請地は「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内存在する農地」であることから、第1種農地となり、原則転用することは出来ませんが、例外規定の「既存施設の拡張」に該当するため許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、

1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はございません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。事務局の説明に関連しまして、担当地区の2番 清原委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

2番（清原啓喜君）それでは、現地調査につきまして報告します。

令和6年4月30日の午前、私と鈴木推進委員、農業委員会事務局職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の東側に農地が接しておりますが、現在も既存のブロック塀が土留めとなり土砂流出はみられませんので、特段心配はないかと思えます。

皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

(なしの声あり)

議長(福嶋求仁子君)ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号3について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(福嶋求仁子君)ありがとうございました。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号3は原案のとおり可決されました。議案の審議が終わりましたので退席中の平野委員は着席されますよう案内をお願いします。

議長(福嶋求仁子君)続きまして第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

所有権移転番号1の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は特定建築条件付売買予定地への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の22ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号1の申請地で、合生住宅の南側、大津植木線の北に位置する農地です。

次の23ページが申請地の現況です。

24ページが配置図です。申請者は主に不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、建築条件付売買予定地7区画を整備する計画です。

25ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の26ページにお示ししておりますとおり、申請地は約0.7haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、

1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いましたが特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長(福嶋求仁子君)事務局の説明に関連しまして、担当地区の2番 清原委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

2番(清原啓喜君) それでは、現地調査につきまして報告します。

いいん

令和6年4月30日の午前、私と清原推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の一部は農地に接しておりますが、開発道路については6mに拡幅され、周囲にはコンクリートブロックを設置するなど、土砂流出に留意することと、建築物による日照への影響もなく、特段心配はないかと思われま。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませぬか？

（なしの声あり）

議長（福嶋求仁子君）ご意見・ご質問等が無いようございませぬので採決を行います。第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願ひします。

（全員挙手）

議長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。全員挙手ございませぬ。よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号1は原案のとおり可決されませぬ。

議長（福嶋求仁子君）続きまして第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号2につきまして、事務局に説明を求めませぬ。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願ひいたします。

所有権移転番号2の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は資材置場及び駐車場の拡張で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の27ページをお願ひします。赤色点線部分が既存施設となっており、隣接する図面中央の太枠斜線部分が番号2の申請地で、ひのくに高等支援学校の西側にあり、国道387号線の東に位置する農地です。

次の28ページが申請地の現況です。

29ページが配置図です。申請者は主に土木工事業を営む法人で、資材置場と駐車場が不足していることから、業務効率向上のため隣接する農地を売買により取得し、大型車用を含め11台分の駐車場及び資材置場を整備する計画です。

30ページをお願ひします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の31ページ

にお示ししておりますとおり、申請地は約0.2haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、

1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君）事務局の説明に関連しまして、担当地区の2番 清原委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

2番（清原啓喜君）それでは、現地調査につきまして報告します。

令和6年4月30日の午前、私と農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の一部に農地が接しておりますが、周囲にはコンクリートブロックを設置するなど、土砂流出に留意するとのこと、特段心配はないかと思います。

皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

議長（福嶋求仁子君）ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号2について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。全員挙手でございます。よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号2は原案のとおり可決されました。

議長（福嶋求仁子君）続きまして第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。貸借権設定番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。

賃借権設定番号1の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は駐車場への一時転用で、賃借権設定です。

議案書別紙の32ページをお願いします。図面中央左側の赤色着色部分が賃借権設定番号1の申請地で、菊池病院の北側、セミコンテクノパークの西に位置する農地です。

次の33ページが申請地の現況です。

次の34ページが配置図です。申請者は電気工事を主とした建設業を営む法人で、近隣の工場建設のため、現在隣接する駐車場に314台分の作業員駐車場を確保しておりますが、工事の進行に伴い増加する作業員の駐車場を確保することから当該土地を賃借により借受け、今回57台分を追加で整備する計画です。

35ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の36ページにお示ししておりますとおり、申請地は農振農用地域内に存在しますことから、農地区分は農用地となり原則転用することは出来ませんが、例外規定の「仮設工作物の設置等」に該当するため許可可能です。一時転用ですので、許可にあたっては、期間満了後にはきちんと農地に戻してもらうことが条件での許可となります。資金計画では土木シートを敷くなど、農地への復旧するための対策費用も見込まれております。

括弧2の一般基準についてですが、

1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はございません。

事務局からは以上でございます。

議長（福嶋求仁子君）事務局の説明に関連しまして、担当地区の11番 青木委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

11番（青木恵夫君）それでは、現地調査につきまして報告します。

令和6年4月30日の午後、私と櫻井推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地は、農振農用地域となり周囲は農地に接しておりますが、砂利敷きし雨水は浸透させ、土砂等が流出しないように努めるとのことです。また、今回は土地改良区の受益地ではありませんが、土地改良区の水路に蓋掛けし、緊急時の進入路として使用されます。合志土地改良区と協議のうえでの事業計画であるため特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

議長（福嶋求仁子君）ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第

3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(福嶋求仁子君)ありがとうございました。全員挙手でございます。よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定番号1は原案のとおり可決されました。

議長(福嶋求仁子君)続きまして第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。使用賃借権設定番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。

使用賃借権設定番号1の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は個人住宅への転用で、親子間の使用賃借権設定です。

議案書別紙の37ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が使用賃借権設定番号1の申請地で、合生グラウンドの北西側、国道387号線の西に位置する農地です。

次の38ページが申請地の現況です。

次の39ページが配置図です。申請者は個人で、当該申請地を使用賃借により父より借受け、個人住宅を建設する計画です。

40ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の41ページにお示ししておりますとおり、申請地は「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内存在する農地」であることから、第1種農地となり、原則転用することは出来ませんが、例外規定の「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当するため許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、

1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

議長(福嶋求仁子君)事務局の説明に関連しまして、担当地区の2番 清原委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

11番(青木恵夫君) それでは、現地調査につきまして報告します。

令和6年4月30日の午前、私と鈴木推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の東側は農地に接しておりますが、周囲にはコンクリートブロックを設置するなど土砂流出に留意することと、建築物による日照への影響もなく、特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

議長（福嶋求仁子君）ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。全員挙手でございます。よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権番号1は原案のとおり可決されました。

議長（福嶋求仁子君）続きまして第4号議案に入ります前に、委員の議事参与の制限を規定する「農業委員会等に関する法律 第31条」の規定によりまして「委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」となっております。

つきましては、その当事者であります。5番 高島委員は、議案審議が終了するまで退席をお願いいたします。

議長（福嶋求仁子君）続きまして第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の6ページをお願いいたします。

第4号議案 農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定の決定についてご説明申し上げます。

次の7ページは農用地利用集積計画の総括表です。左側が今回の5月総会分、右側が令和6年1月、第1回からの利用権設定面積の累計数になります。

次の8ページは利用権設定等状況一覧表・所有権移転関係の説明です。

次に9ページをご覧ください。今回の利用権設定等状況一覧表です。利用権設定総合計の面積は69,873㎡です。

次の10ページをご覧ください。

今月の利用権設定申出書・計画書の件数は18件です。

1番から11番までが再設定です。12番から18番が新規です。

貸人・借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載のとおりです。個別の内容につきましては、利用権の種類、利用内容、期間、10a当りの賃借料の順に説明いたします。

番号 1、賃借権、米	5年	10,000円
番号 2、賃借権、米	5年	5,000～10,000円(2筆)
番号 3、賃借権、トウモロコシ	5年	15,000円(2筆)
番号 4、賃借権、トウモロコシ	5年	15,000円
番号 5、賃借権、トウモロコシ	5年	15,000円(2筆)
番号 6、賃借権、トウモロコシ	5年	15,000円
番号 7、賃借権、麦	5年	20,000円(2筆)
番号 8、賃借権、米	5年	米2俵
番号 9、賃借権、WCS	5年	20,000円
番号 10、賃借権、麦・大豆	5年	15,000円
番号 11、使用貸借権、栗	10年	0円
番号 12、賃借権、水稻	10年	20,000円(3筆)
番号 13、賃借権、飼料作物・米	3年	15,000～20,000円(4筆)
番号 14、賃借権、かぼちゃ・里芋	2年	10,000円
番号 15、使用貸借権、栗	15年	0円
番号 16、使用貸借権、飼料作物	10年	0円
番号 17、使用貸借権、かぼちゃ・里芋	2年	0円
番号 18、使用貸借権、かぼちゃ・里芋	5年	0円

次は中間管理機構を通じた貸し借り、一括方式について説明いたします。

議案書12ページをご覧ください。貸人、農地の情報、転貸人、借人、利用権の内容については議案書記載のとおりです。

内容について説明いたします。

番号1番、賃借権、利用内容は普通畑、利用期間は10年、賃借料は25,000円です。

次の13ページをご覧ください。所有権移転です。

6件あります。

以上第4号議案は農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしていると考えられます。

最後に農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書の集計を報告致します。

今回の合意解約件数は 2件 1,252㎡でございます。

内契約予定件数が 2件 1,252㎡でございます。

今回の2件すべて、次の契約が予定されております。

これで第4号議案の説明を終わります。

議長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。事務局からの説明が終わりました。委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（ありません）

議長（福嶋求仁子君）ご意見・ご質問等無いようでございますので採決を行います。

第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきまして、承認することに異議が無い方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。全員挙手でございます。

よって、第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきましては、原案のとおり可決されました。議案の審議が終わりましたので高島委員は着席されますよう案内をお願いします。

議長（福嶋求仁子君）続きまして第5号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書15ページをお開きください。

売買希望が1件っております。売買希望番号1のあっせん申出者の住所、氏名、申出内容、土地の表示、地目、面積につきましては議案書のとおりとなっております。

番号1の申請地の場所ですが、16ページをお開きください。図面左上の太枠斜線部分が申出地で、西合志中央小学校の北側、上生川の西に位置する農地です。

あっせん申し出の理由としましては、今後耕作する予定もないため、農地を譲りたいとのことであっせんで申し出てきた次第です。

あっせん委員についてですが申出地区域の担当委員であります城委員、工藤推進委員をお願いいたします。

続いて賃借権希望が1件っております。賃借権希望番号1のあっせん申出者の住所、氏名、申出内容、土地の表示、地目、面積につきましては議案書のとおりとなっております。資料は15ページの賃借権希望の番号1になります。

番号1の場所ですが、17ページになります。図面上側の太枠斜線部分が申出地で、松川商店の南側、上生川の北に位置する農地です。

もう1箇所は図面中央の太枠斜線部分が申出地で、松川商店の南側、上生川の東に位置する農地です。

あっせん申し出の理由としましては、今後の管理が不安になり農地を耕作してくださる方を探して欲しいとの申し出です。

あっせん委員についてですが、申出地区域の担当委員であります城委員、工藤推進委員、清原委員、清原推進委員をお願いします。

委員さんには、お手数をおかけいたしますが、契約に結びつくよう、ご協力をお願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

議長（福嶋求仁子君）ありがとうございます。事務局からの説明が終わりましたが、何かご質問はございませんか？

（なしの声あり）

議長（福嶋求仁子君）ご質問・意見等無いようでございますので採決を行います。

第5号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして、承認することに異議が無い方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。全員挙手（挙手多数）でございます。よって、第5号議案、農地のあっせん委員の指名につきましては、原案のとおり可決されました。あっせん委員さんに置かれましては大変ご苦勞でございますがよろしくお願いいたします。

議長（福嶋求仁子君）続きまして第6号議案、合志地域の農業振興に関する計画案に係る意見につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 除外申出に係る「合志地域の農業の振興に関する計画」の策定に係る意見についてご説明申し上げます。この計画は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項第27号に基づく計画で、市の農業振興地域整備計画を補完する計画です。通称27号計画と呼んでおりますので、以降この計画を27号計画と呼ばせていただきます。27号計画に定めた地域農業の振興に資する施設として認められる場合については、他の除外要件を満たした上で除外協議ができるようになります。

今回の案件は通常の農振除外では2辺白地の要件を満たしませんが、中九州横断道路の建設により 地区の農家住宅がかかった方の住宅移転に伴う計画の策定になります。

農村集落の維持をもたらす効果のある土地利用であり、地域の農業の振興に寄与すると考えられます。

それでは「合志地域の農業の振興に関する計画 施設調書（案）」の4から5ページをご覧ください。こちらに規模の妥当性、必要性及び適当性、代替地の検討、周辺に影響等があるかを記載しております。次に附図をご覧ください。附図1が施設の位置図になります。附図2が土地利用計画変更図になり、計画地の西側の白地の所が現在の住宅になります。ここの1辺しか白地に接していませんので、27号計画を策定しないと通常の農振除外の方法では除外できない土地となります。附図5をご覧ください。現在の住宅地に中九州横断道路が建設されるため、住宅移転が必要になりますが見ていただく通り

周辺も農振農用地になるため代替地もないような状況になります。

説明は以上でございますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（福嶋求仁子君）はい。ただいま事務局からの説明が終わりました。農業委員、推進委員方より何かご質疑はございませんでしょうか？

○議長（福嶋求仁子君）はい、青木委員。

○11番（青木恵夫君）あまり意味がよくわかりませんが。

議長（福嶋求仁子君）局長より説明をお願いします。

○事務局長 中九州横断道路に家がかかったという方がおられます。その方に家を立ち退いていただければならないという中で、その方が希望される移転先は家の前というところで、そこであれば通常の農振除外のやり方ではできない場所です。除外の要件としましては白地農地に2辺が接していなければなりません、1辺しか接していません。ただこの方は農業者ですので、家の近くで引き続き住まわれたほうが農業経営をやりやすいので、通常の農振除外のやり方ではできないけれども、白地農地に1辺でも接している場合には市がこういう計画を作って、ここに農家住宅を建てますということでOKになれば、例外的に農振除外ができるということになります。ですので、市としてはこういう計画でいきたいと。これに対して農業委員会として意見はありませんかということでは意見を聞かれている状況でございます。

○11番（青木委員）私の知り合いが道路に家がかかって立ち退かなければならない方がいますが、代替えの土地に家を建てたいという思いがあるんですが、竜門ダムの水が通っている畑なので家は建てられないと言われたということで私の方にも何回か相談に来られた方がいるんですが、そういう関係の話ですか。

○事務局長 その方の話は具体的な場所も内容もわかりませんが、一般論で言えば、その方が農業者であれば、白地農地に1辺でも接していれば同じ27号計画を使って例外的にできないことはないということになります。ただ、農政課に相談されて農政課が難しいと言っているのであれば、周りが農用地でその中に建てようとしているのか、その辺のところはわかりませんが。

議長（福嶋求仁子君）ご質問・意見等無いようでございますので採決を行います。

第6号議案、につきまして、承認することに異議が無い方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。全員挙手（挙手多数）でございます。よって、第6号議案、合志地域の農業振興に関する計画案に係る意見につきましては、原案のとおり可決されました。

議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第1号報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明します。議案書の19ページをお開き願います。

今回の市街化区域内の農地転用5条届出につきましては1件の届出がっております。場所を説明します。議案書の20ページをお開きください。こちらが番号1の届出地になります。南ヶ丘小学校の北東側に位置する農地です。貸駐車場への転用です。事務局からは以上でございます。

議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局から第1号報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出についての説明が終わりました。委員さん方から何か質疑等はございませんか。

（「ありません」の声あり）

議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等も無いようでございますので、第1号報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出につきましては、以上で報告を終わります。

議長（福嶋求仁子君） 以上で全ての議案が終わりました。事務局へお返しします。

4 閉 会

○事務局長 長時間にわたります慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして、「令和6年5月の合志市農業委員会総会」を閉会いたします。皆さん大変お疲れ様でした。

○

閉 会 午後2時45分